

令和元年第4回定例会
新冠町議会会議録
第1日（令和元年12月10日）

◎議事日程（第1日）

開議宣告

議事日程の報告

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 行政報告（町長・教育長）
- 第 5 報告第10号 例月出納検査の結果報告について
- 第 6 報告第11号 専決処分について
- 第 7 報告第12号 専決処分について
- 第 8 認定第 2号 平成30年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 認定第 3号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第10 認定第 4号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第11 認定第 5号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第12 認定第 6号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第13 認定第 7号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について
- 第14 認定第 8号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 第15 議案第47号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第48号 新冠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について
- 第17 議案第49号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 第18 議案第50号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第19 議案第51号 新冠町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について

- 第 2 0 議案第 5 2 号 新冠町奨学金貸付条例の一部を改正する条例について
- 第 2 1 議案第 5 3 号 新冠町立国民健康保険診療所事業設置条例の一部を改正する条例について
- 第 2 2 議案第 5 4 号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 発委第 4 号 議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定について
- 第 2 4 議案第 5 5 号 令和元年度新冠町一般会計補正予算
- 第 2 5 議案第 5 6 号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算
- 第 2 6 議案第 5 7 号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算
- 第 2 7 議案第 5 8 号 令和元年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算
- 第 2 8 議案第 5 9 号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算
- 第 2 9 議案第 6 0 号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算

「閉議宣告」

◎出席議員（12名）

1番 芳住 革二 君	2番 長浜 謙太郎 君
3番 酒井 益幸 君	4番 武田 修一 君
5番 但野 裕之 君	6番 竹中 進一 君
7番 須崎 栄子 君	8番 氏家 良美 君
9番 秋山 三津男 君	10番 中川 信幸 君
11番 堤 俊昭 君	12番 荒木 正光 君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	中村 義弘 君
教育 長	山本 政嗣 君
企画課 長	原田 和人 君
町民生活課 長	坂東 桂治 君
保健福祉課 長	鷹 賢 寧 君
税務課 長	佐藤 正秀 君
産業課 長	島田 和義 君
建設水道課 長	関口 英一 君
会計管理者	田村 一晃 君
診療所事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所 長	山谷 貴 君
牧野所 長	堤 秀文 君
総務課総括主幹	佐々木 京 君
企画課総括主幹	楫川 聡明 君
町民生活課総括主幹	竹内 修 君
保健福祉課総括主幹	新宮 信幸 君
税務課総括主幹	今村 力 君
産業課総括主幹	三宅 範正 君
建設水道課総括主幹	寺西 訓 君
建設水道課総括主幹	磯野 貴弘 君
総務課副主幹	小林 和彦 君
管理課 長	工藤 匡 君
社会教育課 長	湊 昌行 君
管理課総括主幹	小久保 卓 君

管理課総括主幹
社会教育課総括主幹
社会教育課総括主幹
農業委員会事務局長

坂元一馬君
谷藤 聡君
曾我 和久君
本間 浩之君

◎議会事務局

議会事務局長
議会事務局総括主幹

佐渡 健能君
伊藤 美幸君

(午前9時58分 開会)

◎開会宣告

○議長（荒木正光君） 皆さん、おはようございます。ただいまから令和元年第4回新冠町議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告いたします。

議事日程は、お手元に配布した印刷物のとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、11番、堤俊昭議員、1番、芳住革二議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（荒木正光君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月16日までの7日間といたしたいと思っております。これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12月16日までの7日間とすることに決定いたしました。

お諮りいたします。議案等調査のため、12月11日、12日及び12月14日、15日を休会といたしたいと思っております。これに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

よって、12月11日、12日及び12月14日、15日を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第3、諸般の報告を行います。

町長から、お手元に配布のとおり議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、第3回定例会において可決された意見書は関係機関に提出しており、一部事務組合議会の開催状況、閉会中の諸行事の出席状況及び今定例会の説明員報告については、お

手元に配布のとおりですので、ご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告（町長・教育長）

○議長（荒木正光君） 日程第4、行政報告を行います。

議案の審議に先立ち、町長並びに教育長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 本日、令和元年第4回新冠町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄何かとご多用の中ご出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

議長から発言の許可をいただきましたので、令和元年第3回定例会以降の主要な行政の動向について、項目の順に従い、ご報告申し上げます。

町有牧野におけるヨーネ病の発生と清浄化対策について、去る10月2日に町有牧野で町有牛1頭が、法定伝染病でありますヨーネ病の患畜となり、殺処分しておりますので、その状況と町有牧野の清浄化対策、今後の運営方針、さらに牧野利用牧場などへの蔓延防止対策について報告いたします。今年度、新冠町では5年に一度、家畜伝染病予防法第5条により実施される法定伝染病ヨーネ病の一斉検査が、北海道日高家畜保健所により行われたところであり、町有牧野では9月26日に飼養管理しております町有黒毛和種牛のうち、肥育牛以外の24カ月齢以上の全頭でヨーネ病血液抗体検査が実施され、検査の結果、町有牧野第2牛舎で飼養していた7歳の繁殖牛1頭が抗体陽性牛であることが判明しました。その後、ヨーネ病の確定診断のためのヨーネ菌の遺伝子検出検査である糞便PCR検査により10月2日にヨーネ病患畜であることが確定し、同日付けで北海道知事の殺処分命令があり、翌3日に対象牛を獣医師により殺処分したところでございます。法定伝染病でありますヨーネ病は、牛、めん羊、山羊などの反すう動物がヨーネ菌という抗酸菌に感染して発生する病気で、発症すると慢性の頑固な下痢を繰り返し完治することがなく、予防法も治療法も確立していない状況にあります。ヨーネ病は哺乳期にヨーネ菌に汚染させた乳や餌、水、牧草などを子牛が食べて感染し、6ヶ月から数年という長い潜伏期間を経て、持続性の下痢と乳牛にあっては乳量の低下を起し、栄養状態の悪化とともにやせ細り、やがては死に至るとされています。牛のヨーネ病については、道内でも年間約500～1,000頭、日高管内においても、今年だけでも約二百数十頭が発見されるなど、法定伝染病の中でも最も発生が多く、生産者に与える経済的な被害も甚大となっております。今回、患畜となった対象牛母牛は町有牧野の自家産牛で、祖母牛は平成16年にホクレン北海道市場からの導入牛でございました。本発生を受け、町有牧野の基地牛舎施設すべてが発生農場と指定され防疫対象となり、町有牛については対象牛と飼養されていた同居牛26頭はもちろんのこと、肥育牛以外の6カ月齢以上の繁殖牛や育成中の雌牛全頭が3年間の同居牛検査に該当し、今後、血液の抗体検査、糞便の培養検査などが3カ月後、6カ月後、

1年後、2年後、3年後を繰り返し行われ、すべての検査で陰性であれば最短で3年で清浄化が認められ、防疫対象から外れることとなります。また、ヨーネ病は法定伝染病であることから、清浄化までの検査に係る費用や淘汰しました患畜の補償等については、北海道が負担することとなりますが、発生牛舎には外傷、疾病等で療養のため夏期放牧預託のホルスタイン種7頭を収容していたことから、町有牛と同様、同居牛検査の対象とされ、移動自粛制限に該当し、3カ月間隔で2回の検査が陰性でなければ預託農家への移動ができない状況とされております。なお、町有牧野放牧地でお預かりしておりますホルスタイン種、黒毛和種については、発生農場である町有牛と飼養管理が隔離されているため、同居牛検査の対象外と判断されたので11月11日までに全頭退牧しております。

町としましては、生産者の皆さまの牧野利用にできるだけ支障がないよう、指導機関であります北海道日高家畜保健所や指導獣医師の指導を受け、清浄化や蔓延防止に努めてまいる所存であります。この対策として、町有牧野の清浄化対策ですが、牛ヨーネ病防疫対策要領に基づく対処の他、独自検査等の衛生対策を講じてまいります。その一つ目として、発生した牛舎をはじめ、防疫対象となっております他の哺乳、育成牛舎の石灰塗布の実施しております。二つ目は、発生した汚染牛舎や牧区での作業する際に作業員はもちろん、獣医師についても着替えと長靴の履き替え等を徹底するとともに、作業車両、トラクターなども専用化しております。三つ目は、感染の多くは哺乳期に当たることから、出産後哺乳子牛を素早く母牛から隔離し、離乳期までの人工哺乳による飼養管理を行います。四つ目は、町有牧野はこれまでの検査で陰性でありましたが、今回の発生により他の牛への感染が疑われることから、飼養しております6カ月以上の町有牛全頭の糞便遺伝子検査を3カ月毎に実施し、感染牛の把握に努め、感染牛の自主淘汰を行うこととしております。次に、蔓延防止対策ですが、先ほど報告しましたとおり、患畜と同居したホルスタイン種7頭については家畜保健所から防疫対象牛と指定され、感染源となりえる可能性があることから、預託者の牧場に戻すことは牧場での蔓延が危惧されるため、これらの牛をすべて町で買い取り、食肉処分することとしております。このうち、妊娠牛3頭については出産後に淘汰し、子牛は30カ月育成し、食肉処分する予定であり、買い取り価格については南北海道市場の取引価格を参考に農協、南北海道農業共済組合、指導獣医師により評価し、価格を提示し生産者の了承をいただいているところであります。次に、町有牧野の運営に関する方針であります。夏期放牧預託事業につきましては生産者の希望もあり、これまで同様、次年度以降も5月中旬から10月中旬まで300頭規模でお預かりすることとしております。本年度、牛舎や哺乳ロボットを整備し、次年度から受け入れを予定してまいりました哺乳牛預託事業であります。哺乳牛舎が防疫対象区域にあることから、清浄化が達成されるまでは事業が開始できない状況となるため、国と協議した結果、遊休化させずに町有牛の全頭人工哺乳に活用し、清浄化対策の実証を行い清浄化後は、本来の町内生産者の哺乳預託に使用することで承認をいただいているところでございます。和牛センターにつきましては、町有牛が移動自主制限となっていることから、清浄化を達成するまでは素

牛での販売をせずに和牛センター施設で肥育し、食肉販売するため生産者の方からの受け入れ要望に充分にこたえられない状況となる見込みであります。生産者の方々には、施設の空き状況を調整しながらの受け入れ対応となりますことからご不便をお掛けしますが、ご理解願いたいと存じます。

以上が、町有牧野におけるヨーネ病の発生と清浄化対策であります。今後とも酪農や和牛生産者の皆さんにはこれまで同様に、安心してご利用いただけるよう、職員一丸となって清浄化と蔓延防止に取り組んでまいり所存です。なお、この対策にかかる関係予算を本定例会に提案しておりますのでご審議、ご決定をよろしくお願いいたします。

次に、「JR日高線にかかる取組等」についてご報告申し上げます。JR日高線にかかる交通モードについて、町長会議において協議を重ねてきてございまして、去る9月24日の会議において、仮にバス転換となった場合の運行体系、利便性、JR北海道の支援策などをしっかり検証しながら、交通モードの判断を進めていくことがベターであるとの共通認識のもと、管内としてとりまとめた広域交通案に対するJR北海道としての基本姿勢について、JR北海道の綿貫常務も出席された上で確認してございます。広域交通の路線案は、「長距離路線」、「中・短距離路線」がございまして、便利で効率的なダイヤ編成、路線結節場所の整備、苫小牧等都市部への速達性、利便性の向上などの交通体系と解決すべき課題について、JR北海道として後退することなく、前向きに取り組んでいくとの考え方が示されたところでございます。また、JR日高線が不通となって既に5年近く経過した中において、住民のニーズに対応した利便性の高い新たな広域交通体系づくりを急がなければならないとのことから、3案の交通モード「全線鉄道復旧」、「鉄道プラスバス」、「全線バス」の絞り込みについて、結論を導き出すための議論を進めたところでございます。JR日高線の置かれている状況や早期な交通体系を図る上で、私を含め、全体として全線バスの意見が多かったものの議論の中で一本化が図れなかったため、多数決を取り入れ、全線バスという町長会議として一定の方針を出し、この方針を各町に持ち帰り議会と調整を図ることとしたものでございます。次に、11月12日に開かれた会議では、各町の議会での調整結果を踏まえ議論を重ねたところ、9月24日の会議と同様に全線バスが多かったものの、一貫して全線鉄道復旧を主張する町がありましたので議論の中で一本化が進まず、早期に広域交通体系の構築を進める必要との判断から、これ以上の先送りは避けるべきとの意見が多数を占めた中、最終的に多数決により方針の決定を見たところでございます。町長会議で決定された方針につきましては、「本日、日高町村会として、日高線沿線の代替となるバス路線について、今後、JR北海道と個別協議を正式に行うことを確認した。さらに、日高町村会は、今後、支援内容などの協議を進め、JR北海道との最終的な合意に向け、取り組んでまいり。」としたものでございます。JR北海道との主な協議事項につきましては、広域地域交通の確保・充実を図るため、長距離路線及び中・短距離路線への支援や交通結節点の整備及び維持管理のほか、鉄道用地を活用して行う地域振興のための整備費用の一部補填などとなっております。また、JR北海道との最終合意につきまし

ては来年3月を目途とし、協議を進めることを確認してございまして、協議が整った同月覚書、廃止同意書に署名、その1年後に鉄道事業の廃止、新たな広域公共交通のスタートを想定してございます。ただ、現実的にJR北海道との最終合意は抱える課題も多いため、スケジュール的に厳しい面もございますが、早期な広域公共交通の構築に向け、JR北海道との協議を鋭意進めてまいり所存でございます。

次に、「令和元年度1次産業の概況」につきまして、本年11月30日現在の新冠町農協及びひだか漁協取り扱いの販売実績によりご報告申し上げますので、お手元にお配りした資料をご覧くださいと存じます。なお、農協数値につきましては、各市場からの報告に時間を要するなど、30日現在での見込みということでご理解願います。はじめに農産部門です。水稻でございますが、本年度の日高地方はおおむねよい天候に恵まれ生育が順調に進んだことから、日高地方の作況指数は106で、作柄は「良」という結果になりました。本年産の農協取り扱い数量は、作付農家数及び作付面積とも前年から減少いたしましたが、販売数量は46トンの増、販売金額は前年を1,200万円ほど上回る1億2,166万5,700円となりました。水稻は全量を農協に出荷せず、自家販売を行う農家が多いため、出荷数量から反収を把握することはできませんが、出荷数量の多さや製品率の高さから当町につきましても、日高管内と同様に作柄が良かったことが推察されます。なお、製品につきましては、色彩選別機を活用した丁寧な調整に努められ、全量が一等米となっております。次に、蔬菜でございますが、全体の販売金額は前年を5,600万円ほど下回る、9億1,548万7,286円となりました。このうち9割を占めるピーマンにつきましては、作付農家が2戸増えるなど作付面積、反収とも増加し、販売数量は前年を251トンほど上回る1,984トンとなりましたが、歴代最高額となった前年の販売単価には及ばず、販売金額は8億4,058万2,977円でございます。前年を下回る結果となりましたが、2年連続での8億円突破は大変優秀な成績であるものと存じます。なお、その他の販売金額が前年から2,563万円ほど減額になりましたのは、ミニトマトからピーマンへと作付け転換されたことが主な要因でございます。次に、畜産部門でございます。2ページをご覧ください。まず、軽種馬につきましては町内生産馬が中央競馬・地方競馬の重賞レースのほか、海外G1レースに優勝するなど大きな活躍を見せておりますが、本年度、北海道市場へ上場された町内生産馬は延べ頭数で449頭となり、このうち330頭が売却されました。売却額は19億9,587万4,000円で前年から4億5,633万4,000円の増額となり、一頭当たり平均売却額や売却率につきましても前年を上回る成績となりました。この結果には、好景気が大きく影響しているものと存じますが、これまでに取り組まれてきた軽種馬生産者のご努力や関係機関、団体による振興策が着実に実を結んでいるものと存じます。酪農につきましては、乳価引き上げなどのプラス要因もありましたが、離農や乳肉複合経営から肉用牛専業への経営転換により生産戸数、搾乳頭数とも減少したため乳代は8億9,840万9,000円となり、前年を1,820万円ほど下回りました。また、肉用牛のうち黒毛和牛の素牛販売につきましては、生産戸数の増減はありませんでしたが、全体的に出荷頭数が少なく、売却頭数は前年を35

頭下回る 830 頭、売却額は 6 億 5,227 万 6,000 円となり、前年を 1,681 万円ほど下回りました。一方、肥育牛販売につきましては、11 月末までに肥育出荷のない生産者がいたほか、全体的にも出荷頭数が少なかったため、売却頭数は前年を 20 頭下回る 114 頭、売却額は 1 億 4,589 万 9,000 円で前年を 2,938 万円ほど下回りました。交雑種につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。次に、水産部門でございます。3 ページをご覧ください。本年 4 月から 11 月までの漁獲状況ですが、主要魚種のうち「タコ」の漁獲量は前年を上回りましたが、その他はいずれも前年を下回る結果となり、キロ単価につきましても「秋サケ」、「タコ」の減額が大きく、漁獲金額の合計は前年を 5,800 万円ほど下回る、2 億 3,665 万 7,138 円となりました。秋サケにつきましては、本年 6 月に道立総合研究機構さけます内水面水産試験場が発表した北海道への来遊予測では、前年を 32% 上回る来遊数を見込み、えりも以西の日高沿岸地域には 15.5% 増との見通しが発表され、10 月末時点では前年の 50% 増で推移していましたが、漁期終了が近づくにつれ漁獲量は著しく減少し、最終的には前年を 2 トンほど下回る 281 トンの実績となりました。全道的にはさらに深刻で、北海道全体の漁獲量は前年の 7 割ほどしかなく、40 年振りの低水準となりました。なお、当町では品薄の状況から高値取引を期待していたところでございますが、市場には前年産の冷凍ものや海外からの養殖ものの流通量がふえ、キロ当たり単価は安値が続く状況となり、漁獲金額は前年を 3,300 万円ほど下回る 1 億 5,992 万 207 円に止まっております。不漁となった要因として、水産試験場からは「地球規模の海水温の上昇や稚魚の放流時期の環境の変化などが考えられますが、原因の特定は難しい。」との見解が示されております。また、タコにつきましては春先からの水揚げが好調に推移し、漁獲量は 96 トンで前年を 22 トンほど上回りましたが、その反面流通量がだぶつき、市場単価が前年を大きく下回ったため、漁獲金額は前年を 1,300 万円ほど下回る 4,441 万 8,476 円となりました。その他の魚種につきましても軒並み漁獲量が減少してございます。水産業は海水温などの環境の変化や天候に左右されますので、今後とも安定した漁獲量を目指し、生産基盤の整備や「育てる漁業」に努めて参りたいと存じます。以上が、本年 11 月 30 日現在の一次産業の概況でございます。

次に、「丸森町被災地派遣」についてご報告申し上げます。令和元年は新冠町においては、幸いにも大きな災害のない一年となりましたが、全国各地に目を向けると、8 月には九州北部地方の前線に伴う数日間にわたる大雨災害、9 月には千葉県を中心に強風による被害をもたらした台風 15 号、10 月には静岡県、新潟県、関東甲信地方、東北地方を中心に広範囲で記録的な大雨災害となった台風 19 号など、いずれの災害もライフラインに甚大な被害を与え、農地への油の流出、長期間にわたる停電、暴風による施設の倒壊など、特別警報が発表されるような予想を超える災害となり、新冠町としても防災対策にさらなる備えが必要であると感じているところであります。10 月 12 日から 13 日にかけて記録的な大雨による被害をもたらした台風 19 号において、総務省では被災地である宮城県丸森町からの職員派遣応援要請を受け、大規模災害発生時に被災市町村へ応援職員を派遣する『被

『災害市区町村応援職員確保システム』を活用し、北海道を支援団体として指定しました。北海道では、被災直後の10月15日から現地入りし、各種情報収集、罹災証明書の発行、避難所の運營業務が行われ、その後、道内市町村に対し被災証明書、罹災証明書の発行業務などを担う職員派遣要請依頼の呼びかけがありましたことから、新冠町においては1名の職員を派遣する決定をし、11月7日から12日までの間、現地活動を行うこととしていたところですが、宮城県内における応援体制が整ったことから、北海道から派遣については中止する旨の連絡がありました。中止の連絡が入ったのが出発前日であったことと、派遣予定職員からの希望もあり、現地でのボランティア活動とボランティアセンターの視察を兼ねて日数を短縮し、派遣したところでもあります。丸森町では、今回の台風19号で総雨量600ミリを超え、町内を横断する阿武隈川へと流れる支流の堤防決壊が数か所発生し、死者10名、行方不明者1名、負傷者2名の人的被害と全半壊家屋926戸、床上浸水516戸に及ぶなど、甚大な被害を受けており、派遣職員からは発災からひと月近く経過した中で決壊した道路、倒壊家屋、泥まみれの家、うずたかく積み上げられた被災ゴミなど、惨たんたる状況を目の当たりにし、「復旧には相当な時間を要すると思われる」との報告を受けております。一方、ボランティアセンターでの活動については実際の運営に携わることができ、『被災住民からのニーズへの対応』、『ボランティアとして来訪される方々への対応』、『刻々と変化する状況の中での臨機応変で柔軟な対応』など、様々なことを学んできたようですが、何よりも『ボランティアとしてのマンパワーの重要性、必要性』を肌で感じてきておりました。今回の被災地職員派遣については、行政の業務からは違う視点でのアプローチとなりましたが、被災地への応援の一端を担えたものであると考えており、現在も引き続き総務省、北海道町村会を通じて各地の被災地への応援職員派遣要請が続いていることから、当町も人員を十分に満たしている状況ではありませんが、派遣期間、職種についてその都度検討しながら職員派遣についても取り組んでまいりたいと存じます。

最後に、今定例会に提案しております案件ですが、報告案件2件、一般議案8件、令和元年度各会計補正予算6件を提案することに致しております。それぞれ提案する際に具体的にご説明いたしますので、全案件とも提案どおりご決定いただきますようお願い申しあげまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 町長の行政報告が終わりました。

次に、教育長から行政報告を行います。

山本教育長。

○教育長（山本政嗣君） はじめに、新冠町奨学金制度の見直しについてでございます。新冠町奨学金制度は「能力があるにもかかわらず、経済的理由により修学困難な生徒に学資を貸し付けることを以って人材を育成すること」を目的に昭和42年から実施しております。当町の場合、条例により貸付金の財源は町費、または寄附金をもって充てることとしておりますが、本年3月本制度への有効活用を趣旨とし、2,500万円もの多額の指定寄附がございました。まずもって、今回の寄附行為に対し感謝とお礼を申し上げる次第

でございます。寄附者からは貸付額の増額に加え、当町への就職者、Uターン者に対する特典の拡充などの意向を受けておりましたので、この間、制度全体の見直しを進めてまいりました。検討にあたりましては、次年度から国が給付型奨学金制度を創設いたしますので、その内容を確認し寄附者の意向を尊重した上で、いただいた財源を長期間にわたり運用できることを意識いたしました。また、創設時に給付型であった制度を平成 14 年度に現貸付型制度に見直してきた経過などを確認した上で、現行制度内容を拡充することを中心に、大きく 2 点の見直しを図りたいと存じます。1 点目は、貸付月額の上限額の見直しであります。高校生、高等専門学校生については現行の 3 万円から 5 万円に、大学生に対しては現行の 5 万円から 6 万円にそれぞれ増額改正する考えであります。2 点目は、寄附者の意向が強くありました、地元新冠に帰町した者への特典に関する制度内容の改正であります。現行制度では、卒業後すぐに当町で就職し、かつ、貸付期間を超えて在住することで返還額の 2 分の 1 が免除されますが、新たに Uターン者全体を対象として、在学期間についても期間の短縮を図るとともに、在学期間終了以降の返還金は全額免除される内容として見直しを図りたいと存じます。また、これらの改正にあわせ、返済基準額や家計基準額、さらには連帯保証人に関する規定内容の緩和措置も講じ、将来を担う学生が広く対象者となり、かつ、利用しやすい制度内容となるよう改正したいと考えておりました、本定例会において制度改正に係る条例改正を提案いたしますので、ご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

次に、芸術・文化大会派遣事業について申し上げます。教育委員会ではスポーツ活動において予選を勝ち抜き、全道、全国大会に出場する個人、団体に対し、平成 28 年度に基準を定め、体育協会と連携して経費負担に対する支援を行っております。去る 9 月 22 日に新冠町文化協会加盟団体に所属し、文化活動を行っている児童と指導者が、その活動において予選を勝ち抜き、全国大会への出場を果たされました。教育委員会では、前例のない快挙を受け、文化芸術活動におきましても全道、全国大会に出場する個人・団体に対し、文化協会と連携した支援を行うことで、文化芸術活動の向上や指導者育成などの支援強化を図るべきと判断し、新たにスポーツ活動と同様の基準を定めさせていただきました。なお、本基準は本年度の活動成果から適用させ助成支援することが適切と考え、町部局と協議の上、予備費の充用をもって対象者への支援を実施いたしておりますので、ご理解をお願い申し上げます。

次に、少年国内研修交流事業について申し上げます。本年度の研修交流事業は、明年 1 月 8 日から 11 日の日程で例年どおり研修先を沖縄県としております。残念ながら研修先である首里城が火災により焼失してしまいましたが、その跡地の研修訪問を含め、金武町でのホームステイと交流を盛り込んだ内容で準備を進めており、去る 11 月 30 日から参加者の事前研修を開始しているところでございます。また、本年度は、交流先であります金武町中川区子ども会の 3 年に 1 度の北海道研修の年でございます。明年 2 月 23 日から 24 日の日程で引率を含め総勢 26 名の研修団の来町が決まっております。毎年、当町の研

修生が交流やホームステイでお世話になっておりますので、両町の子どもたちにとって有意義な交流の機会となるよう準備を進めたいと考えておりますが、受け入れは本年度の研修生と保護者を中心にした実行委員会を組織し、夕食をとりながらの交流を計画しております。かかる経費につきまして、本定例会に補正予算を計上させていただいておりますので、特段のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上で、第4回定例会における教育行政報告といたします。

○議長（荒木正光君） 教育長の行政報告が終わりました。

◎日程第5 報告第10号

○議長（荒木正光君） 日程第5、報告第10号 例月出納検査等の結果報告についてを議題といたします。

監査委員より例月出納検査等の結果報告がありましたので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

◎日程第6 報告第11号及び日程第7 報告第12号

○議長（荒木正光君） 日程第6、報告第11号、日程第7 報告第12号 専決処分について、以上2件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長

○副町長（中村義弘君） 報告第11号 専決処分について提案理由を申し上げます。地方自治法第180条第1項に規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第2項によりこれを報告し、受理をいただくものでございます。

次のページをお開き願います。専決処分書、損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和9月17日付けをもって専決処分したものでございます。このたびの専決処分につきましては、本年8月14日東栄団地2号棟駐車場入口におきまして、入居者が運転する車両がグレーチング蓋の上を通過した際に、グレーチング蓋が跳ね上がり、車両の下部を破損させた事案につきまして、9月17日示談が成立したことから専決処分したものでございます。専決処分の理由といたしましては、9月定例会終了後の示談であり、12月定例会までの間期間があり、その間損害賠償の額支払われないことから示談日をもって専決処分したものでございます。また、相手方に係る損害賠償額につきましては、保険会社から直接支払われるということから、一般会計の補正予算は専決処分しておりません。なお、50万円以下の和解・損害賠償額を決める場合、議会の委任より町長の専決事項とされていることから、報告案件とさせていただいております。以後、報告第12号につきましても同様の理由により示談日をもって専決処分しております。次のページをお開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償の額の決定についてです。令和元年8月14日、東栄団地2号棟駐車場入り口において、入居者が運転する

車両がグレーチング蓋の上を通過した際にグレーチング蓋が跳ね上がり、車両の下部を破損させた事故について、損害賠償の和解及び損害賠償の額を次のとおり決定するものがございます。和解の相手方は新冠町在住の A 氏、和解の内容でございますが新冠町甲とし、A 氏を乙として次の条件のとおり和解したものでございます。過失割合は新冠町を 100%、A 氏を 0%とする。新冠町はA氏に対し金 9 万 4,888 円を支払うものとする。新冠町及び A 氏は本件に対し、今後上記の金を除き一切請求をしないものとする。損害賠償額は 9 万 4,888 円とする。

以上が、報告第 11 号の提案理由でございます。

次に、報告第 12 号に移ります。報告第 12 号 専決処分について提案理由を申し上げます。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分いたしましたので、同条第 2 項によりこれを報告し、受理いただくものでございます。次のページをお開き願います。専決処分書、損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき別紙のとおり、令和元年 11 月 9 日をもって専決処分したものでございます。このたびの専決につきましては、本年 8 月 7 日新冠町発達支援センターあおぞらの駐車場内における公用車と一般車両の事故に関する専決処分でありまして、並行して駐車しておりました両車両のうち、公用車が駐車位置を変更すべく先に行進後、直進しようとした際に横に駐車していた相手方の車両が後方を確認せず遅れて後進したことから、公用車の左フロント部分に追突し、公用車を破損させた事故について 11 月 9 日示談が成立したことから、専決処分したものでございます。次のページを開き願います。損害賠償の和解及び損害賠償額の決定について、令和元年 8 月 7 日新冠町発達支援センター駐車場内において、車両移動の際一般車両と接触し、相手方の車両を損傷させたことにつきまして、損害賠償の和解及び損害賠償額を次のとおり決定するものでございます。和解の相手方は新ひだか町在住の B 氏、和解の内容についてですが、新冠町を甲とし、B 氏を乙として次の上限のとおり和解をしたものでございます。過失割合は新冠町を 10%、B 氏を 90%とする。新冠町は B 氏に対し、1 万 1,400 円を支払うものとする。B 氏は新冠町に対し 18 万 180 円を支払うものとする。新冠町及び B 氏は上記の金を除き、一切の請求をしないものとする。新冠町の損害賠償額は 1 万 1,400 円とする。

以上が、報告第 11 号及び報告第 12 号の提案理由でございます。ご審議を賜り報告どおり受理いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

報告第 11 号、報告第 12 号については、地方自治法第 180 条第 2 項の規定に基づく報告でありますので、質疑を省略し、報告のとおり受理することといたしたいと思っております。

休憩 10時51分

再開 11時 4分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第8 認定第2号ないし日程第14 認定第8号

○議長（荒木正光君） 日程第8、認定第2号 平成30年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定について、日程第9、認定第3号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第10、認定第4号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、日程第11、認定第5号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第12、認定第6号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、日程第13、認定第7号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定について、日程第14、認定第8号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上7件を一括議題といたします。

ただいま、議題となりました各会計決算認定は、9月10日招集の第3回定例会において、平成30年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会に付託された議案であります。本件の審査が終わり、お手元に配布のとおり議長に報告書が提出されております。

審査結果について、平成30年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長の報告を求めます。

秋山委員長。

○9番（秋山三津男君） 令和元年第3回定例会において、本特別委員会に付託された事件の審査の結果を新冠町議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

なお、審査事件、審査の期間、審査の経過は、お手元に配付した印刷物のとおりでありますので、報告を省略し、審査の結果及び付した意見を申し上げ報告といたします。

本委員会に付託された事件は、審査の結果認定すべきものと決定したが、次の意見を付す。

平成30年度の経常収支比率は92.7%で、前年度比較6.1ポイント上昇した。これは、普通交付税の減額及び繰出金の増額などが主な要因とはいえ、財政の弾力化を示す指標において硬直化が進んだことは懸念する事項と考える。しかしながら、自主財源の根幹である町税全体の収納率は前年度比1.8%上昇し、91.5%となった。収納率の上昇は6年連続であり、納税に向けた取組みが継続し、一定の効果を上げているものと思われる。今後、日本経済を取り巻く環境は不安要素を多分に含み、少なからず地方経済に影響を及ぼすことが想定されるが、安定的な税収確保のために一層の自主納税促進と滞納の実態に即した徴収対策を講じることに不断の努力を期待したい。

○議長（荒木正光君） 委員長の報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 平成30年度新冠町一般会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第2号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第2号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第3号 平成30年度新冠町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第3号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第3号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第4号 平成30年度新冠町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第4号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第4号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第5号 平成30年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第5号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第5号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第6号 平成30年度新冠町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第6号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、認定第6号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第7号 平成30年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第7号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、認定第7号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、認定第8号 平成30年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計歳入歳出決算認定に対し討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

お諮りいたします。認定第8号について、委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、認定第8号は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第15 議案第47号

○議長(荒木正光君) 日程第15、議案第47号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長(中村義弘君) それでは、議案第47号新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案の理由を申し上げます。資料により説明させていただきます。令和8月7日人事院は今年度の給与改定について月例給0.1%、特別給を0.05月引き上げなどの勧告を行ったことを受けまして、令和元年11月22日国家公務員における一般職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律第51号が公布されております。今回の勧告は民間給与との格差の程度を踏まえ月例給を引き上げ、さらに特別給についても民間事業所特別給与の支給状況に対応し、年間4.5月分へと引き上げる勧告が行われております。また、住居手当につきましては国家公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を引き上げるとともに、民間事業所における住宅手当の支給状況を踏まえ、手当額の上限を引き上げる勧告が行われております。初めに、月例給、それと特別給の改定についてですが、月例給につきましては民間企業が国家公務員給与を387円、率にしまして0.09%を上回っていることから、大卒程度の初任給を1,500円、高卒程度を2,000円引き上げ、おおよそ30歳代半ばまでの職員について給料表の改定を行うものでございます。特別給につきましては、本年12月に支給する勤勉手当の支給割合を100分の92.5から100分の97.5月分に改め、0.05月分引き上げ、令和2年度以降に支給する勤勉手当につきましては、6月、12月の支給額を均衡にするため、支給割合を100分の95に

改めるものでございます。次に、住居手当での改正でございますが、手当の支給対象となる家賃額の下限を1万2,000円から1万6,000円に4,000円引き上げとともに、手当額の上限を1,000円引き上げ、2万8,000円とするのでございます。これにより、手当額の算出額が変更となることで、住宅手当額が2,000円を超える減額となる職につきましては、経過措置といたしまして1年間は2,000円の減額とするものでございます。それでは20ページをお開き願います。附則についてですが、本条例における施行期日を公布の日からとし、月例給につきましては平成31年4月1日、特別給につきましては平成31年12月1日から適用します。ただし、令和2年度以降の勤勉手当の支給割合を均等にする改定と住居手当に係る改正につきましては、令和2年4月1日からの施行となっております。

以上が、議案第47号 新冠町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第47号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 3番酒井です。このたび、公務員の給与が改定されるということもありまして、先ほどの資料の中で民間給与所得が387円、特別給では0.06月分上回るという数字の根拠について聞きたいのと、あと2点目が、国家公務員給与特別給手当等が同じ水準に改定しようとしていると思うんですけども、新冠町内においては月給が上がらないという労働者もいるとの声を聞いています。そのご質問が2点目ということと、あと3点目が、住宅手当の支給で下限が4,000円改定すると。上限については1,000円上がるということについての根拠、この3点お聞きしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） まず、人事院勧告制度そのものをご理解いただければ、今の質問内容は1番と3番目のご理解できるかと思えます。まず、人事院勧告、今回もそうなんですけれども民間の企業規模50人以上の事業所を対象に調査を行いまして、その平均値をもってどれくらい国家公務員と民間の給与の差があるのか。あるいは手当の差があるのかという調査を行い、それに基づいて人事院勧告を行っているものでございます。そういう意味で根拠というお話でございましたが、いま申し上げましたように、国内の50人以上の規模の事業所を対象に調査を行った結果、それぞれの金額の差があることによって、国家公務員の給与引き上げと同時に地方公務員の給料も引き上げるということでございます。また、2つ目の町内の賃金が上がらないという部分のご説明の趣旨がちょっと理解できなかったもので、もうちょっと詳しくご説明いただけますか。

○議長（荒木正光君） 酒井議員。

○3番（酒井益幸君） 先ほど副町長から言われた部分でありますけれども、時給に関し

では最低賃金が 861 円に北海道では上がったということ。10 月 1 日から上がったということでもありますけれども、月給に関しては上がっていないという声を町民の一部の町民から聞いております。その辺に関して、今回それに対して地方公務員はどのようにお考えかという質問の内容でございました。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） ご質問の主旨はご理解できました。ただ、民間給与の問題を各事業所ごとのそれぞれの企業の経営の母体、あるいは財政力の問題について、それぞれ給与が決めていられると思います。ただ、地方公務員、国家公務員もそうですけれども、国家公務員、地方公務員の給与を引き上げることによって、地域の給料の底上げを図ろうという狙いも実は人事院勧告にはございますので、その辺ご理解いただきたいなと思っております。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 47 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 47 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 48 号

○議長（荒木正光君） 日程第 16、議案第 48 号 新冠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 議案第 48 号 新冠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

地方公務員の臨時・非常勤職員は平成 28 年 4 月現在で約 64 万人ともいわれ、また、教育、子育て、医療とさまざまな分野で活躍され、地方行政の重要な担い手となっております。このような中、臨時・非常勤職員適正な任用、勤務条件を確保することが求められており、平成 29 年 5 月に地方公務員法及び地方自治法の改正が行われ、令和 2 年 4 月 1 日から施行されるとなっております。この改正によりまして、現在の臨時職員を一般職の会

計年度任用職員とし、制度を創設いたします。そして、任用を含む規律等の整備を図るとともに、特別非常勤職員及び臨時的任用職員の任用の厳格化を行い、会計年度任用職員制度への必要な移行を図るものであり、所要の整備を行うべく、新冠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例を制定するものでございます。このたびの条例の制定に当たりましては、会計年度任用職員の給料・手当・報酬・費用弁償の基本事項を定め、詳細を規則に委任する内容となっており、移行するに当たって現在の内容を維持、または向上する改正内容となっております。規則に委任される主な内容についてですが、賃金から給与に変更になります。給与につきましては町独自の給料表から国家公務員の給料表を適用し、移行に当たっては、直近上位に格付をするというものであります。期末手当につきましては、年間 2.1 カ月の支給から 2.6 カ月の支給へ、0.5 月分アップいたします。忌引休暇につきましては職員に準じ、これから付与するものにあります。社会保険、雇用保険から共済、退職手当組合へと移行するなどの規定を規則で設けようというものでございます。

それでは、制定条例の内容について資料に基づき説明させていただきますので、資料をご覧くださいと思います。本条例では地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、会計年度任用職員制度が創設されることから、地方公務員法第 24 条第 5 項に基づき、同法第 22 条の 2 第 1 項に規定する、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する事項を定め、制定しようとするものでございます。条例の概要についてですが、第 1 条関係では条例制定の趣旨を規定してございます。本条例は地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、令和 2 年 4 月 1 日から会計年度任用職員制度が創設されることに伴い、制定するものでございます。第 2 条から第 5 条、第 17 条では会計年度任用職員の給与等について規定をしております。会計年度任用職員は地方公務員法において、1 会計年度を超えない範囲内で置かれる非常勤の職と規定され、フルタイムとパートタイムの類型が設けられております。フルタイム会計年度任用職員につきましては給料、手当及び旅費、パートタイム会計年度任用職員につきましては報酬、期末手当及び費用弁償の支給対象となり、常勤職員と同様に給料表の範囲内で常勤職員との健康等を考慮し、会計年度任用職員の職務の級に照らし、号俸を決定することを定めております。また、フルタイム会計年度任用職員の給料は月額、パートタイム会計年度任用職員の報酬は日額及び時間額としてございます。第 6 条、第 24 条では、会計年度任用職員の給与給料等の支給について規定をしております。フルタイム会計年度任用職員は常勤職員の例によりまして月額給料、パートタイム会計年度任用職員は月の 1 日から末日までを計算期間とし、勤務時間に応じた報酬をそれぞれの支給日に支給することを定めてございます。第 7 条から第 11 条、13 条、18 条から 21 条、そして 23 条、29 条関係では会計年度任用職員の手当について規定をしております。常勤職員の例によりフルタイム会計年度任用職員は通勤手当、特殊勤務手当、時間外手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当の支給について、また、パートタイム会計年度任用につきましては期末手当、通勤手当に相当する費用弁償、その他会計年度任用職員への支給対象となる手当に相当する報酬の支給について定めてございます。第 12

条、第 22 条関係では会計年度任用職員の給与等の端数整理について規定をしてございます。フルタイム会計年度任用職員は勤務 1 時間当たりの給与、勤務時間勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当の額、パートタイム会計年度任用職員は報酬及び時間外勤務手当、休日勤務手当及び夜間勤務手当に相当する報酬の勤務 1 時間当たりの額の算定に端数が生じるときは 50 銭未満は切り捨て、50 銭以上のときは切り上げるという内容を定めてございます。第 15 条関係ではフルタイム会計年度任用職員の勤務 1 時間当たりの給与について規定をしております。時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び給与の減額を行う場合の勤務 1 時間当たりの給与額は給料の月額に 12 を乗じ、その額を 1 週間当たりの勤務時間に 52 を乗じたものから、規則で定める時間を減じたもので除して得た額とすることに定めております。第 16 条では、フルタイム会計年度任用職員の給与の減額について規定しております。フルタイム会計年度任用職員が定められた勤務時間中に勤務しなかった時は、有給休暇等の場合を除いて勤務しない 1 時間つき、勤務 1 時間当たりの給与額を減額するという内容を定めております。第 27 条では会計年度任用職員の給与から控除できるものについて規定をしてしております。会計年度任用職員の給与からの控除は常勤の職員の例によることを定めております。第 28 条関係では、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与について規定をしてしております。職員の特殊性等を考慮し、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の給与については、常勤職員との権衡及びその職務の特殊性等を考慮し、別に定めることとしております。第 30 条では、パートタイム会計職員任用職員の公務のための旅行に係る費用弁償について規定をしてしております。常勤職員の旅費の支給の例により、公務のため旅行に係る費用弁償を支給することを定めております。最後になりますが、附則関係では施行期日等について規定をしています。本本条例の施行期日は令和 2 年 4 月 1 日とし、令和元年度末に任用された職員が引き続き令和 2 年 4 月 1 日に会計年度任用職員として任用された場合、その任用された期間を期末手当の在職期間に通算することを定めてございます。

以上が、議案第 48 号 新冠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定についての提案理由でございます。ご審議賜り提案どおりご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 48 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番中川です。新冠町でフルタイムの人数何人いるのか。それとパートタイム、これは時間で働いてる人もいるというような説明だったんですけど、その人数。そして、そのもしわかるのであれば部署、何課だとか、何グループだとかわかれば教えてほしいのと、それともう 1 点、この手当いろいろ通勤手当から特殊勤務手当とか、この辺のことをもうちょっとわかるように説明をお願いしたいんですけど。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 移行されます臨時職員につきましては109名と押さえてございます。そのうちフルタイムの82名、職員同様の勤務時間で勤務する方が82名、短時間等のパートタイムが27名という内容になってございます。各部署はどこかという人数の問題でございますが、資料持ち合わせていませんけども、やはり大きいのは現業部門でございまして、事務系以外のところがほとんどでございまして、それと、特殊勤務手当の関係でございまして、特殊勤務手当につきましては条例で規定しておりますが、ほとんど職員に該当する手当はございません。ただ、今後そういうものが出てきたときの対応のために今回の条例の中にはこういうものうたっているということで、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10番（中川信幸君） こういうような条例改正するということは、働く人が働きやすくなったという理解でよろしいんですね。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 前段申し上げましたように、今ある制度を雇用形態もそうですけども、処遇を悪くするのではなくてよくし、さらにそれ以上に維持をし、それ以上に処遇改善しようということでございますので、悪くなるということではございませんということでご理解ください。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

武田議員。

○4番（武田修一君） 4番武田です。今国の内容についていい悪いとか、そういうことではないんですけれども、このことで町財政与える新たな、新たに生じる金額単額といいましょうか、そのあたりについてお伺いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 試算の段階ではございますけども、およそ5,700万円ぐらいの負担増になるのではないかと考えてます。その中でやはり大きいのは、退職手当組合の加入で約4,000万円、期末手当等で約1,200万円ほど、増額の中では大きいウエイトを占めるのかなというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○4番（武田修一君） 厳しい財政運営が続くと思われましてけれども、今後財政運営、町政運営に影響というものは考えられないでしょうか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 当然行財政運営には大きな影響が出ると考えてございます。ただ、まだはっきりしてはいないんですけれども、先ほど申しました増額につきましては、交付税措置されるという情報も入ってございますので、それがかなえば従前どおりの行政運営ができるのかなということを思っております。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 48 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 48 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 49 号

○議長（荒木正光君） 日程第 17、議案第 49 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 議案第 49 号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案理由を申し上げます。

この条例につきましては、議案第 48 号でご説明申し上げました地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新たに会計年度任用職員制度が創設されることに伴いまして、現在あります規定の 6 つの条例につきまして、所要の改正を行おうというものでございます。資料により説明させていただきます。第 1 条、新冠町人事院行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてです。人事行政の運営の状況に関し任命権者が町長に対し報告しなければならない事項に、1 週間当たりの通常の勤務時間が常勤職員と同一であるフルタイム会計年度任用職員に係る事項を加えるものでございます。第 2 条、広益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正についてです。地方公務員法の改正による参照条文のずれを訂正いたします。第 3 条、職員の文言についての手続及び効果に関する条例の一部改正についてです。会計年度任用職員に係る休日の期間を任期の範囲内において任命権者が定めることとするものでございます。第 4 条、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部改正についてです。会計年度任用職員の報酬等にかかる減給の効果を定めるものでございます。第 5 条、新冠町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてです。会計年度任用職員につきましては、育児休業をしている職員に係る期末手当の支給及び育児休業をしていた職員に係る職務復帰後における号給の調整の対象としないということといったものでございます。第 6 条、新冠町職員の給与に関する条例の一部改正

についてです。非常勤職員及び臨時的に任用される職員の文言を整理するものでございます。附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上が、議案第49号地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての提案理由でございます。ご審議賜り提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第49号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第49号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第50号

○議長（荒木正光君） 日程第18、議案第50号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 議案第50号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同法施行令の一部改正が行われまして、令和元年8月1日から施行されております。これらの法律及び施行令の一部改正によりまして、これを根拠として制定しております当町の災害弔慰金の支給等に関する条例について、所要の改正を行うというものでございます。資料により説明させていただきます。初めに、法改正の目的についてですが、災害援護資金の貸し付けを受けたものがおかれてる状況等にかんがみ、償還等の支払い猶予、償還免除の特例を設けることを目的に改正が行われております。改正の主な内容ですが、条例第15条では災害援護資金の貸し付けに対する償還等に係る手続が規定されておりますが、この手続の変更が主な内容で、償還金を支払うことが困難である場合は支払い猶予が可能であることを明確化されており、法律第13条及

び施行令第 12 条を引用しております。災害その他政令で定める、やむを得ない理由により災害援護資金の貸し付けを受けたものが、支払い期日に償還金を支払うことが著しく困難になったと認められるときは、償還金の支払いを猶予することができるとされております。破産の場合は 20 年の損害賠償請求の時効期間を待たず、死亡または重度障害者と同様に免除されるもので、法第 14 条第 1 項を引用しております。災害援護資金の貸し付けを受けたものが死亡したとき、または精神もしくは身体に重度障害を受けたとき、災害援護資金を償還することができなくなったと認められたときに加え、災害援護資金の貸し付けを受けたものが破産手続き開始の決定、または再生手続き開始の決定を受けたときは、当該災害援護資金の償還未済額の全部、または一部の償還を免除することができるとされております。免除等のため、市町村に資産収入を調査する権限を付与するもので法第 16 条を引用しております。償還金の支払いを猶予し、または災害援護資金の償還未済額の全部、または一部の償還を免除するか否かを判断するために必要があると認めるときは、災害援護資金の貸し付けを受けた者、またはその保証人の収入、または収入、または資産の状況について災害援護資金の貸し付けを受けた者。もしくは、その保証人に報告を求め、または官公署に対し必要な文書の閲覧、もしくは資料の提出を求めることができるとされております。1 ページをお開き願います。附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上が、議案第 50 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議賜り提案どおりご決定くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 49 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

酒井議員。

○3 番（酒井益幸君） 3 番酒井です。災害援護資金についてお伺いいたします。非常に大事な制度だというふうに思っております。この文章の中で 2 なんですけれども、破産の場合というふうに書かれているもしくは死亡、重度障害の部分に関してご質問いたします。この場合で全部または一部償還を免除するというふうに記載されていますけれども、この部分に関して全部と一部とはどのように分けて考えたらよろしいですか。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩をいたします。

休憩 午前 11 時 49 分

再開 午前 11 時 49 分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 資料の 3 番にございますように、免除等のために市町村に資産ですとか、収入を調査する権限が今回付与されております。ですから、それらに基づいて

調査の結果、全部なのか一部なのか資産の状況に応じて決めようという内容になってございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 1番芳住です。償還金の支払いの中で20年の経過を待たず死亡、もしくは重度障害者ってこの部分はわかるんですけども、20年過ぎて償還不能とか、あるいは償還できてないっていう、これに対して猶予期間を与えるということなんですけども、このことについてちょっと説明お願いいたします。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時51分

再開 午前11時51分

○議長（荒木正光君） 会議を再開いたします。

芳住議員。

○1番（芳住革二君） 今、閉会の中で答弁されたんですけども、20年っていうのは支払い期間があれする、免除っていうか、あれされる部分だというふうに聞いたんですけども、そしたらこの償還金の支払い期間というのは何年なんですか。

○議長（荒木正光君） 中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 災害援護支払の償還期間というのは10年と定めております。

○議長（荒木正光君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないので、討論を終結いたします。

これより議案第50号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

昼食のため休憩をいたします。

休憩 午前11時53分

再開 午後12時57分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第19 議案第51号

○議長（荒木正光君） 日程第19、議案第51号 新冠町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

○副町長（中村義弘君） 議案第51号 新冠町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

令和元年10月1日から施行されております消費税の増税に関しまして、町の使用料・手数料の改定は基本的には行わないこととしてございます。しかしながら、条例の規定中に8%と記載する規定があります下記の4条例につきましては一部改正を行い、10%にすべく改正を行おうとするのでございます。第1条、新冠町道路占用料徴収条例の一部改正についてです。第2条、第1項中、道路占用料の占用期間が1カ月に満たない場合における占用料について、100分の108を100分の110に改めるものです。第2条、新冠町普通河川管理条例の一部改正についてです。別表中普通河川における流水占用料及び土地占用料について、100分の108を110に改めようとするものでございます。第3条、新冠町準用河川管理条例の一部改正について、別表中準用河川における流水占用料及び土地占用料につきまして、100分の108を100分の110に改めようとするものでございます。第4条、新冠町地場産品交流センター条例の一部改正についてです。別表中その他歩道等附帯施設の主要期間が1カ月に満たない場合における使用料について、100分の108を100分の110に改めようとするものでございます。附則といたしましてこの条例は令和2年4月1日から施行するものです。

以上が、議案第51号新冠町道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例についての提案理由でございます。ご審議賜り提案どおりご決定くださいますよう、よろしく願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第51号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 51 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 51 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 20 議案第 52 号

○議長（荒木正光君） 日程第 20、議案第 52 号 新冠町奨学金貸付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 新冠町奨学金貸付条例の一部を改正する条例について提案理由を説明致します。

新冠町奨学金貸付条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものです。新冠町奨学金制度は「能力があるにもかかわらず、経済的理由により就学困難な生徒に学資を貸し付けし、もって有用な人材を育成すること」を目的に昭和 42 年から平成 13 年度まで給与制度、平成 14 年度から現制度であります。貸付による奨学金制度として実施しております。当町の奨学金制度の原資については、町費又は寄附金をもってこれに充てるとしており、本年 3 月に本制度に対する 2,500 万円の指定寄附を受けたところであります。寄附者は、本制度のさらなる充実を図るために貸付額の増額や当町への就職、制度全体に対する特典の拡充などに寄附金を活用することを望まれており、また、令和 2 年度から国において低所得者に対する給付型奨学金制度が創設されますことから、これらを勘案しながら当町における奨学金制度を見直し、大きく 2 点変更しようとするものでございます。1 点目は、奨学金貸付上限額の増額、2 点目には、奨学金の返済免除規定について、帰町在住し就職をする奨学生に対し 2 分の 1 返済免除を全額免除に改め、その期間についても緩和を図る内容となっております。それでは、新旧対照表により一部改正の内容について説明いたしますので、2 ページをご覧ください。第 10 条において奨学金の貸付限度額を定めておりますが、上限額を月額 5 万円から月額 6 万円に改めます。次に、第 14 条において、奨学金の返還義務と返還免除等を定めておりますが、新たな制度に該当する奨学生は令和 2 年 4 月 1 日以降の奨学生とするため、第 1 項第 1 号に令和 2 年 3 月 31 日以前に認定を受けた奨学生については、従前の制度に該当することを定め、同項第 2 号を第 3 号とし、同項第 2 号において新たな制度を対象とする奨学生として、令和 2 年 4 月 1 日以降に認定を受けた奨学生とした上で、「卒業後直ちに」を除くことにより対象者の範囲を広げ、在住期間についても貸付期間 5 年以下の者は 3 年、貸付期間 5 年 1 カ月以上の者については 5 年をそれぞれ超えた場合に未返還額を免除とする規定を追加するものです。1 ページにお戻り下さい。附則として、この条例は令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございま

す。

以上が、議案第 52 号の提案理由でございます。ご審議賜り、提案どおりご決定下さいますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 52 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

中川議員。

○10番（中川信幸君） 10番中川です。昭和42年から奨学金制度というのは新冠町でやってるという説明なんですけども、約50年前、49年ぐらい経過してるんですけども、何名ぐらい今まで過去年数で何名ぐらいで、いくら奨学金を貸し付けして、そしてどのぐらいの返済があったのか、わかる範囲でいいので教えてください。

○議長（荒木正光君） 工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） まず、給与制度の人数ですけど、昭和42年から平成13年まで実施してますけれども、その人数につきましては182名で4,668万5,000円を給付してございます。それから、平成14年度から貸付制度になってございますけども、平成30年度までの人数は123名でございまして、1億7,044万2,000円を貸し付けしてございます。そのうち、返還金につきましては8,861万9,000円で、差し引きですけれども9,006万3,000円が返還されていると。貸付額は1億7,044万2,000円、で返ってきてるのが8,861万9,000円。差し引きをしまして9,006万3,000円が残っているという状況でございます。

○議長（荒木正光君） 中川議員。

○10番（中川信幸君） 9,000万円ぐらい戻ってきてないということなんですけど、これはまだ期間がきてないから戻ってこないのと、あるいは永久的にまだ持ってきてないというのと2つがあると思うんですけど、その辺わかる範囲でお願いします。

○議長（荒木正光君） 工藤管理課長。

○管理課長（工藤匡君） 期間がまだ達してないので戻ってないのと、それから滞納の部分で144万4,000円ございます。これにつきましては、年間少額ながら返還してもらっているという状況でございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 52 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 52 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 2 1 議案第 5 3 号

○議長（荒木正光君） 日程第 21、議案第 53 号 新冠町立国民健康保険診療所事業設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

杉山国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（杉山結城君）新冠町立国民健康保険診療所事業設置条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

新冠町立国民健康保険診療所事業設置条例の一部を改正する条例を以下のとおり定めようとするものであります。このたびの一部改正は、診療所の業務運営上、現在の実情にあった内容への変更、日高管内各町の公立医療機関の実態に合わせた統一料金への改正、契約業者との単価契約の増額に伴う関連改定などをするものであり、新冠町立国民健康保険診療所事業設置条例第 6 条第 3 項に規定する使用料及び手数料について見直すものであります。それでは、新旧対照表により改正内容を説明いたしますので、4 ページをお開き願います。新冠町立国民健康保険診療所事業設置条例の一部を改正する条例新旧対照表別表中、健康診断料の項中「1,080 円」を「別に定める」に、死体検案料の項中「10,800 円」を「11,000 円」に、病衣使用料の項中「60 円」を「70 円」に改め、「寝具使用料」の項を削り、文書料の項中「3,240 円」を「5,500 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に改め、要介護認定証明料の項中「5,400 円」を「5,500 円」に、「4,320 円」を「4,400 円」に、「3,240 円」を「3,300 円」に改めるものであります。次に 3 ページをご覧ください。附則といたしまして、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

以上が、議案第 53 号の提案理由であります。ご審議を賜り提案どおりご決定下さいますよう、よろしく願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第 53 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 53 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。
(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。
よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第54号

○議長(荒木正光君) 日程第22、議案第54号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

○建設水道課長(関口英一君) 議案第54号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明申し上げます。

このたびの改正は、水道法の一部を改正する法律が令和元年10月1日より施行され、指定給水装置工事、事業者の指定の更新制度が設けられたことと、布設工事監督員の要件が改正され、これに伴い改正を行うものです。議案第54号 新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について、新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を以下のように定めようとするものです。新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の内容について、新旧対照表で説明申し上げますので、3ページをお開き下さい。新冠町簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例新旧対照表、第9条、工事の施工、第1項中、「給水装置工事は、町長又は町長が法第16条の2第1項の指定をした者」の次に、「法第25条の3の2に規定する指定の更新を受けない、ことにより、失効となった者を除く。」を加え、同条第4項中、「第4条」を「第5条」に改める。第33条、手数料、第2号中、「第9条第1項の指定」の次に「又は指定の更新」を加える。4ページをお開き下さい。第36条、給水装置の基準違反に対する措置、第1項中、「第4条」を「第5条」に改める。第45条、布設工事監督者の資格、第8号中、「又は水道環境」を削る。2ページにお戻りください。附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上が、議案第54号の提案理由でございます。ご審議を賜り提案どおりご決定いただきますよう、よろしく申し上げます。

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第54号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) ないようですので、討論を終結いたします。

これより議案第 54 号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第 54 号は原案のとおり可決されました。

◎日程第 23 発委第 4 号

○議長（荒木正光君） 日程第 23、発議第 4 号 議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長浜議会運営委員会委員長。

○2番（長浜謙太郎君） 発委第 4 号「議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定について」、提案理由並びに条例の内容について、ご説明申し上げます。

「議会の議決に付すべき事件を定める条例」を、別紙のとおり定めるものでございます。本条例の制定理由ですが、現行地方自治法においては町の総合計画基本構想に係る策定、変更又は廃止については議会の議決事件とされていません。これは、総合計画の議決根拠を法に準拠するのではなく、地方公共団体自らの判断をよりどころにするべきという地方分権の理念に基づくものです。新冠町議会としては、町の総合計画はまちづくりの根幹をなす計画であることから、基本構想の策定、変更又は廃止に関することについて議会の承認を要する議決事件として位置づける必要があると考え、条例制定するものでございます。条例内容についてご説明いたしますので、次のページをお開きください。議会の議決に付すべき事件を定める条例。第 1 条は、条例を定める根拠規定を明示し、その趣旨を定めています。第 2 条は、議会の議決すべき事件を指定するとしており、第 1 号において総合計画基本構想の策定、変更又は廃止に関することを議決事件として定めています。最後に附則ですが、当該条例の施行期日を公布の日とするものでございます。

以上が、発委第 4 号「議会の議決に付すべき事件を定める条例の制定について」の内容でございます。ご審議いただき提案どおりご決定くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

これより発委第 4 号に対する質疑を行います。

発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより発委第4号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(荒木正光君) 全員挙手であります。

よって、発委第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第24 議案第55号

○議長(荒木正光君) 日程第24、議案第55号 令和元年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中村副町長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第25 議案第56号及び日程第26 議案第57号

○議長(荒木正光君) 日程第25、議案第56号 令和元年度新冠町簡易水道事業特別会計補正予算、日程第26、議案第57号 令和元年度新冠町下水道事業特別会計補正予算を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

関口建設水道課長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第27 議案第58号

○議長(荒木正光君) 日程第27、議案第58号 令和元年度新冠町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鷹嘴保健福祉課長。

(提案理由の説明省略)

○議長(荒木正光君) 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第28 議案第59号

○議長(荒木正光君) 日程第28、議案第59号 令和元年度新冠町介護サービス特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山谷老人ホーム所長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎日程第 29 議案第 60 号

○議長（荒木正光君） 日程第 29、議案第 60 号 令和元年度新冠町立国民健康保険診療所事業特別会計補正予算を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

杉山診療所事務長。

(提案理由の説明省略)

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

◎閉議宣告

○議長（荒木正光君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでございました。

(午後 2時19分 散会)